

市税は納期限内に納めましょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れないよう早めの納付を心掛けましょう。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合は、収納課へご相談ください。

納付を忘れてしまうと

市税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差し押さえなければならないとされています。市では、納期限内に納税されている多くの方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、法律に基づく差し押さえなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※令和2年中の延滞金の率は、法律の規定により年8.9パーセントです(ただし、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年2.6パーセント)。

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早期にご相談ください。市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

※市税は納期限内納付が原則ですが、「災害、盗難、疾病」、「事業の休止」、「事業継続や生活維持の困難」などの一定要件に該当する場合には、申請により原則として1年以内に限り納付時期の遅延や分割納付、財産の差し押さえや換価が猶予される場合があります。

休日夜間 納税・相談窓口の開設

- ▶休日 毎週日曜日の午前8時30分～正午
※年末年始を除く
- ▶夜間 毎週火曜日の午後5時15分～7時
※祝日、年末年始を除く
- ▶場所 収納課

令和2年度 市税納期限一覧

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期	
	6月30日(火)	8月31日(月)	11月2日(月)	12月25日(金)	
固定資産税 都市計画税	第1期	第2期	第3期	第4期	
	6月1日(月)	7月31日(金)	9月30日(水)	11月30日(月)	
軽自動車税	全期				
	6月1日(月)				
国民健康保険税	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
	7月31日(金)	8月31日(月)	9月30日(水)	11月2日(月)	11月30日(月)
	第6期	第7期	第8期	第9期	
	12月25日(金)	2月1日(月)	3月1日(月)	3月31日(水)	

市税の納付は口座振替のご利用を

税金の督促状が届き、初めて納めていないことに気付いたことはありませんか。「うっかり」ということもあるでしょう。それを防ぐのが口座振替です。一度手続きをいただければ、市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、納付のために金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。市税の納付は、確実・便利な口座振替をご利用ください。

▶申し込み 預金通帳と通帳届出印を持参し、市内各金融機関窓口または収納課で手続きをしてください。また、収納課では、キャッシュカードとその暗証番号により申し込みができます。申し込みの際は、取り扱えない金融機関や取り扱えないキャッシュカードがありますので、事前に問い合わせください。

コンビニ・スマホ決済アプリ(PayB)で納税できます

日本全国、休日・夜間、時間を問わずに納付することができますので、ぜひご利用ください。スマホ決済アプリ(PayB)はダウンロードが必要となります。

▶コンビニ・スマホ決済アプリ(PayB)で納付できない納付書

- ・納期限を過ぎた納付書
- ・バーコードのない納付書や、傷・汚れなどによりバーコードを読み取れない納付書
- ・各期別(1枚当たり)の納付額が30万円を超える納付書
- ・金額を訂正したものや、金額を書き加えた納付書

※これらの場合は、収納課や金融機関などをご利用ください

▶注意事項 スマホ決済アプリ(PayB)をご利用の場合、領収書や納税証明書は発行されません。お急ぎで納税証明書が必要な方は収納課や金融機関、コンビニで納付してください。

▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)

みんなで乗り切ろう新型コロナウイルス感染症

公共施設の休館期間を延長します

緊急事態宣言の発令を踏まえ、一部の施設を除き、5月6日(水)までの間、休館を延期することとします。皆さんには大変ご不便をお掛けしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。



なお、今後の状況により変更となる場合がありますので、最新情報は市ホームページでご確認ください。

小・中学校の休校期間を延長しました

県の要請により、休校期間を5月6日(水)まで延長しました。なお、小学1年生～6年生のお子さんで自宅一人で過ごすことができない場合、次のとおり学校でお預かりします。また、今後の状況により変更となる場合があります。

- ▶期間 5月6日(水)まで
※土・日曜日、祝日などを除く
- ▶時間 午前8時30分～午後2時
- ▶その他 子どもの送迎は保護者の方をお願いいたします。昼食をご用意ください。また、学童保育室を利用する児童は、学校での預かり後、学童保育室の開始時刻に合わせて学童保育室に移動します。
- ▶問い合わせ 学校教育課 ☎556—8316

保育所等および学童保育室について

感染拡大を防止するため、可能な限り家庭での保育を優先してまいりますようお願いいたします。また、利用状況に応じて、保育料を日割り計算で還付します。



なお、今後の状況により変更となる場合があります。
▶問い合わせ 子ども未来課(内線262・263)

納付などの相談を受け付けています

新型コロナウイルス感染症の影響により、納期限内に市税および国民健康保険税の納税ならびに介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付が困難な方は、申請により、猶予を認められる可能性がありますので、納期限より前に収納課にご相談ください。

猶予が認められた場合

原則として1年間(介護保険料は6カ月)徴収が猶予されます。猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除され、財産の差し押さえや換価(売却など)も猶予されます。
▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)

水道料金・下水道使用料および下水道事業受益者負担金の支払いが困難になった方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、水道料金・下水道使用料および下水道事業受益者負担金の支払いが困難になった方には、納付に関する相談に応じていますのでお問い合わせください。

▶問い合わせ 水道課 ☎553—0131
下水道課 ☎564—0303

水道課職員を装った詐欺にご注意ください

市水道課職員を装い、「新型コロナウイルスが水道管に付着しているため、ウイルス除去する機械を取り付ける水道工事をします。工事代金は20万円かかる」と電話があったと相談がありました。



水道課から、ご家庭にこのような新型コロナウイルスについて電話をすることはありませんのでご注意ください。

▶問い合わせ 同課 ☎553—0131

運動不足や栄養バランスに気をつけましょう

外出控え中でも、ラジオ体操、テレビを見ながら足踏み、料理中にスクワットなど適度に体を動かす時間を増やしましょう。ここでは、自宅でできる筋力トレーニングを紹介します。



ひざのぼし運動

いすに座った状態で、床と平行になるよう片足を4秒間かけて上げ、4秒かけて元に戻します。



かかとあげ運動

背筋を伸ばし、足を肩幅に開いて立ちます。両足のかかとを上げ、ゆっくりとかかとを床に降ろします。(バランスを保つため、椅子の背もたれを持つ)

▶問い合わせ 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)